

- 保険指定医療機関
- 労災指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関

当院は保健医療機関の指定を受けています。

九州厚生局長への届出事項に関する事項

◆当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 1) 障害者施設等入院基本料10対1 3階病棟40床  
(看護補助体制充実加算2、夜間看護体制加算)
- 2) 回復期リハビリテーション病棟入院料1 4・5階病棟60床  
(休日リハビリテーション提供体制加算)
- 3) 特殊疾患入院施設管理加算
- 4) 診療録管理体制加算3
- 5) 療養環境加算
- 6) 医療安全対策加算2
- 7) 感染対策向上加算3 (サーベイランス強化加算)
- 8) 後発医薬品使用体制加算1
- 9) データ提出加算
- 10) 入退院支援加算1 (地域連携診療計画加算)
- 11) 認知症ケア加算3
- 12) 医療DX推進体制整備加算
- 13) 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 14) 入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)  
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- 15) ニコチン依存症管理料 敷地内禁煙です。
- 16) 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 17) CT撮影及びMRI撮影
- 18) 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- 19) 運動器リハビリテーション料(I)
- 20) 呼吸器リハビリテーション料(I)
- 21) 心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- 22) 地域連携診療計画加算
- 23) 入院ベースアップ評価料(I)
- 24) 外来・在宅ベースアップ評価料(36)
- 25) 在宅療養支援病院3

以上の承認を受けています。

病棟入院料に関する事項

◆当該病棟における一日の看護職員数(看護師・准看護師)及び看護補助者数(ケアワーカー)は、以下のとおりです

|                                                | 1日の合計<br>看護職員数<br>(看護補助者数) | 日勤時間帯(9:00~17:00) |                  | 夜勤時間帯(17:00~9:00) |                  |
|------------------------------------------------|----------------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
|                                                |                            | 看護職員1人当たりの受持患者数   | 看護補助者1人当たりの受持患者数 | 看護職員1人当たりの受持患者数   | 看護補助者1人当たりの受持患者数 |
| 3階病棟 40床<br>・障害者施設等入院基本料10対1                   | 12人以上                      | 5人以内              | —                | 20人以内             | —                |
| 4・5階病棟 60床<br>・回復期リハビリテーション病棟入院料3<br>13対1/30対1 | 13人以上<br>(6人以上)            | 6人以内              | 15人以内            | 30人以内             | 60人以内            |

その他の事項

○付添看護 当病院において患者様負担による付添いはできません。



医療法人 西園寺十字

桜十字大手門病院 大倉 章生

令和7年4月1日現在